



令和3年度分 軽自動車税(種別割)の減免
5月31日まで減免申請を
受け付けています

身体障がい者手帳などをお持ちの人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。

申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

注減免を受けるには、毎年度申請が必要です。

申請期限は5月31日(月)です。
4月1日までに他市へ転出されますと守口市での減免を受けることができません。

問課税課・税政担当
TEL 06・6992・1458

軽自動車税の各種手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車)の所有者または使用者に課税されます。

廃車、他人への譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です(下表)。

速やかに手続きをお願いします。

なお、次のような事例が見受けられます。3月31日までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。

事例

3月に原動機付自転車(原付バイク)を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税の納税通知書が届いたが、なぜか?

解説

自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した場合、その業者(引受人)が廃車手続きを行っていない場合、登録上の所有者または使用者に軽自動車税の納税義務が発生します。ご注意ください。

手続きにつき信頼できる人以外にバイクの引き渡しなどをする場合は、あらかじめ自身で廃車手続きをしておくことが確実です。

問課税課・税政担当
TEL 06・6992・1458

車種	原動機付自転車 (125cc以下)小型特殊自動車	軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き・問い合わせ先	課税課・税政担当 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証 ▽印かん ▽本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください	

生活保護適正化情報ダイヤル

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

お知らせ

個人市民税・府民税の申告はお早めに

個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月15日(月)までです。令和3年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合)は、個人住民税の申告は必要ありません。

年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

例えば、国民健康保険料を年金からの天引き以外に、別途納付書で納付した場合、社会保険料控除の追加申告が必要となります。

また、令和2年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険料などの手続きが必要な場合には、個人住民税の申告書を提出してください。

個人住民税の申告の受付を次のとおり行います。郵送でも申告できますので、申告書に必要事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税担当へ送付してください。

時 2月5日(金)~3月15日(月)
午前9時~午後5時30分
3月7日(日)午前10時~午後3時

場市役所2階課税課
持▽印かん

▽個人住民税の申告書
▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)
▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明書、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)
▽個人番号の確認および本人確認ができるもの

・個人番号確認書類(いずれか1点の提示)
個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
・本人確認書類①、②どちらか1点または③のうち2点の提示)
①個人番号カード
②顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、学生証など)
③顔写真の無い身分証明書(保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種源泉徴収票、保険料控除証明書など)

注昨年個人住民税の申告をしている人に、2月初旬ごろに申告書を送付します。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 2月21日(日)
9:00~13:00
場 納税課
TEL 06-6992-1851~1854

給与支払報告書などの提出はお済みですか

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は2月1日(月)です。まだ提出していない事業所は、至急、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。

問課税課・市民税担当
TEL 06・6992・1456

ご存じですか

固定資産税・都市計画税

不動産を売買したとき

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)という現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊された場合も同様)。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を負担する旨の契約を結ぶことがありますが、これはあくまでもその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。

このような契約に関連して「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがあります。固定資産税にはそういった規定はありません。

問課税課・資産税担当
TEL 06・6992・1474